

審査請求をお考えの方へ

行政文書の公開請求に係る公開決定等や保有個人情報の開示請求等に係る開示決定等に不服がある場合には、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求をすることができます。

なお、この審査請求の対象は、非公開・不開示とされた部分及びその理由や、行政文書・保有個人情報の存否などについて、実施機関が決定した内容に限られます。

したがって、行政との紛争の解決や市政全般あるいは請求対象となった個別の事務事業そのもののあり方に係るご意見やご要望などを内容とする審査請求は、不適法として却下されますので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】

高松市役所総務局

コンプライアンス推進課（情報公開係）

TEL：087-839-2155

【公開決定等に係る審査請求の流れ（概要）】

